

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- - -
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 — — 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 — — 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) <small>※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。</small>		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)	
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続き及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。)

戸籍(個人)全部事項証明書(通), 除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通)
 除籍謄本(通), 改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通)
 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通), 住民票の除票の写し(通)

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

受取

●申出書の記入例

申出をする年月日を記入してください。
なお、郵送による申出の場合には、登記所に申出書等が届いた日を申出年月日として取り扱いますので、ご了承をお願いします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申出年月日	令和〇年〇月〇日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 法務 太郎 最後の住所 ○県○市○町○番地 生年月日 昭和〇年〇月〇日 死亡年月日 平成〇年〇月〇日	被相続人（亡くなられた方）の氏名、 最後の住所、生年月日及び死亡年月日 を記入してください。	
申出人の表示	住所 ○県○市○町○番地 氏名 法務 次郎 連絡先 090-1234-5678 被相続人との続柄 (子)	(代理によつて申出をする場合) 代理人 の住所、氏名、連絡先を記入し、申出人 との関係が法定代理人・委任による代理 人のどちらであるかをチェックしてください。	
代理人の表示	住所 (事務所) 氏名 連絡先 申出人との関係 — □法定代理人 □委任による代理人	一覧図の写しの必要通数を記入すると ともに、一覧図の写しの受取（戸除籍抄 本の返却を含む）方法について、窓口で 受取・郵送のどちらであるかをチェック してください。 なお、郵送による場合は、返信用の封筒 及び郵便切手が必要です。 また、窓口で受取をする場合は、受取人 の確認のため、「申出人の表示」欄に記 載した住所及び氏名と同一のものが記載 された公的書類を持参してください。	
利用目的	□不動産登記 □預貯金の払戻し □相続税の申告 □その他 ()	申出をする登記所は、以下の地を管轄す る登記所のいずれかを選択してください。 ①被相続人の本籍地（死亡時の本籍） ②被相続人の最後の住所地 ③申出人の住所地 ④被相続人名義の不動産の所在地	
必要な写しの通 数・交付方法	4通 (□窓口で受取 □郵送)	上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。	
被相続人名義の 不動産の有無	□有 □無	上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。	
申出先登記所の 種別	□被相続人の本籍地 □申出人の住所地	受取 宛	
※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍(個人) 全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の除票の写し(通)	受領 確認1 確認2 スキヤト・入力 交付	受取 □	

申出先登記所の登記所名を具体的に記
入してください。なお、管轄の登記所
は、法務局ホームページの「管轄のこ
と案内」からお調べいただけます。

黒太枠内の事項を記入してください。

申出人の住所、氏名、連絡先及び被相
続人との続柄を記入してください。

一覧図の写しの利用目的をチェックツ
ク又は記入してください。その他欄に記
入する場合は、単に「相続手続」とせ
ず、具体的な相続手続の名称（例えば、
「株式の相続手続」等）を記入してく
ださい。

被相続人名義の不動産の有無をチェック
ツクしてください。有をチェックツクし
た場合は、不動産所在事項又は不動産
番号を記入してください。
なお、不動産が複数ある場合は、その
うちの一つを記入することとし支え
ありませんが、「申出先登記所の種
別」欄において申出先登記所を「被相
続人名義の不動産の所在地」と選択し
た場合は、記入した被相続人名義の不
動産が申出先登記所の管轄内のもので
ある必要があります。

被相続人（亡くなられた方）の氏名、
最後の住所、生年月日及び死亡年月日
を記入してください。

(代理によつて申出をする場合) 代理人
の住所、氏名、連絡先を記入し、申出人
との関係が法定代理人・委任による代理
人のどちらであるかをチェックしてください。

一覧図の写しの必要通数を記入すると
ともに、一覧図の写しの受取（戸除籍抄
本の返却を含む）方法について、窓口で
受取・郵送のどちらであるかをチェック
してください。
なお、郵送による場合は、返信用の封筒
及び郵便切手が必要です。
また、窓口で受取をする場合は、受取人
の確認のため、「申出人の表示」欄に記
載した住所及び氏名と同一のものが記載
された公的書類を持参してください。

申出をする登記所は、以下の地を管轄す
る登記所のいずれかを選択してください。
①被相続人の本籍地（死亡時の本籍）
②被相続人の最後の住所地
③申出人の住所地
④被相続人名義の不動産の所在地